

今後の審問のスケジュール

第1回審問	8月 1日	13:30 ~ 15:30
第2回審問	9月10日	10:00 ~ 12:00
第3回審問	10月18日	10:00 ~ 12:00
第4回審問	11月28日	13:30 ~ 15:30

場所:大分県労働委員会室

組合の視点

大分大学の理事・役員は

経営責任を

果たしてください。

いつ加入するの? 今でしょ!

大分大学教職員組合

組合は あなたの力を 必要としています

TEL・FAX: 097-554-7998 E-Mail: oitauu@fat.coara.or.jp

2013年8月7日発行

大分大学の論点

あなたの知らない不当労働行為の話

大分大学は
組合に
不当労働行為で
訴えられました
現在審問中です

理由 はこれだ

大学が組合に不当な介入を行っています

論点 組合に不利な条件を呑ませようとしています

たとえ話でわかる！ 不当労働行為の問題

私たち教職員組合が大分大学という船の乗組員、船の船長が大分大学の理事だとしましょう。

ある日、船長が乗組員に「お前らの船を改修するから完成まで救命ボートで待っておい」と言いました。船長は「完成したら元に戻すから」と乗組員に約束してボートに移させました。

ところが、ボートに移った後になってから船長は「元の場所には戻さん。別の部屋に行け」、「戻りたかったら部屋の光熱水費を払うと約束しろ」、「俺が出ていけと言ったら出ていけ約束をしないと復帰させん」と言い始めました。

乗組員は船長と何度も交渉して、なぜ約束を守ってくれないのか理由を聞きましたが、「それが社会通念だ」とか「新しい約束を結ぶのが筋だ」とかしか言いません。困った乗組員は、労働委員会という別の「船」にSOSを出して助けを求めました。

問題は「後出しじゃんけん」

元の組合室に戻す約束をしていたのに、仮組合室に移った後になって、組合が不利な約束を呑まない限り仮組合室から復帰させないと大学が「後出しじゃんけん」をしている点です。

1. 不当労働行為までの経緯

改修前

使用者側代表: 皆さんの部屋が入っている建物を改修することになりました。完成まで仮部屋に移転してください。

労働者側代表: 復帰の約束は必ず果たしてくださいよ。

労働者側代表 (内心): まさか約束は破らないよな...

使用者側代表: 改修が終われば復帰していただきますので。

改修後

使用者側代表: 新しい部屋なんですから新しい約束をしてください。金払わないと戻しませんよ。

労働者側代表: そんな話は聞いてないぞ！

労働者側代表 (内心): 約束破った上に後出しじゃんけんかい...

使用者側代表: それが筋ってもんです。

問題 はこれだ

理事がやりたい放題の経営をねらっています

論点 大学は一部役員のものではありません

2. 不当労働行為の種類

支配介入

使用者側代表: 掲示板の内容も規制します。必要なら部屋から追い出せるようにもします。

労働者側代表: このままでは表現の自由も集会の自由も奪われてしまう...

労働者側代表 (内心): 目の上のたんこぶ扱いされてるな...

使用者側代表: 約束できないのなら仮部屋のままです。

不誠実交渉

使用者側代表: ご教示いただきありがとうございます。ご教示いただきありがとうございます。ご教示いただきありがとうございます。ご教示いただきありがとうございます。

労働者側代表: これが私たちの経営者なのか... 訴えるしかない！

労働者側代表 (内心): 交渉中4分間で12回も繰り返すなんて... 聞く耳持たぬとはこのことか...

注: 2013年1月10日の団体交渉での実話です

注: 皆さん、どう思われますか？

不当労働行為救済制度

不当労働行為救済制度は、憲法で保障された団結権等の実効性を確保するために、労働組合法第7条に定められている制度です。大分大学は、以下の2点で訴えられています。

正当な理由のない団体交渉の拒否の禁止 (第2号)

使用者が、雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを、正当な理由なく拒むこと。使用者が形式的に団体交渉に応じても、実質的に誠実な交渉を行わないこと(「不誠実団交」)も含まれます。

労働組合の運営等に対する支配介入(第3号)

労働者が労働組合を結成し、又は運営することを支配し、又はこれに介入すること。組合は掲示板の内容規制や組合室の使用不承認などを支配介入と申し立てています。

8月2日毎日新聞(朝刊)に「大分大教職員組合 不当労働行為申し立て」が掲載されました！

大学側は毎日新聞の取材に「係争中なのでコメントのしようがない」と述べただけでした。